

納税者勝訴は8件、うち4件が上級審で係属中

令和7年度に納税者が勝訴した 税務訴訟はその後どうなった？

本誌では税務訴訟の判決内容を数多くお伝えしているところ、判決のなかでも特に納税者側が勝訴した事案に実務家から強い関心が寄せられている。さらに敗訴した国側が上訴をしたのか、それとも上訴の断念により確定したのかといった点に関心を寄せる実務家も少なくないようだ。そこでスコープでは、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）に納税者側が勝訴した全8件についてその後の状況をレポートする。納税者側が勝訴した全8件のうち5件は国側が上訴する一方で、3件は国側の上訴断念により確定している。なお、国側が上訴した5件のうち納税者側が逆転敗訴する判決が1件下されており、残りの4件は上級審で係属中であることがわかった。

法人税関係の納税者勝訴は7件、国際事案や組織再編成事案が目立つ

国税庁が6月19日に公表した令和7年度における「訴訟の概要」によると、税務訴訟の終結件数は201件であり、このうち国側が敗訴したものは8件（一部敗訴2件、全部敗訴6件）で、敗訴割合は4.0%となっている（本誌1128号17頁参照）。過去10年でみると、国側敗訴割合は3.4%から10.0%の範囲内で推移しているところ、令和7年度の国側敗訴割合4.0%は、過去10年で2番目に低い水準であった。

令和7年度中に納税者側が勝訴（国側が敗訴）した全8件の税務訴訟の概要は表のとおりである。納税者側が勝訴した全8件の税目別・審級別の内訳は、一審である地裁が6件（法人税5件、相続税1件）、二審である高裁が2件（法人税）となっている。

納税者側が勝訴した全8件のうち7件が法人税の事案であり、国際事案や組織再編成をめぐる事案が多いことが明らかになってい

る。具体的には、「組織再編成に係る行為計算否認」、「移転価格税制」、「国外関連者への寄附金該当性」、「国外関連者への海外子会社発行株式の譲渡価額」、「デューデリジェンス（DD）費用等の株式取得費」をめぐる税務訴訟において国側が敗訴している。

相続税では、相続開始時点で未着工の修繕工事に係る請負代金の債務控除をめぐる税務訴訟で国側が敗訴した。

DD費用等巡る訴訟は年末以降に判決も

納税者側が勝訴した全8件のうち5件で国側が上訴しており、うち4件は上級審において係属中となっている（控訴3件、上告1件）。国側が一審で敗訴した振込金の益金算入の要否をめぐる税務訴訟の控訴審では、納税者側が勝訴した判決とは一転して、国側の控訴に基づき納税者側が逆転敗訴する判決が下されている（確定済み）。

実務に影響があるという点では、デューデ